

非製品ガスに係る石油石炭税の還付 Q&A
(租税特別措置法第90条の6の3関係)

平成26年7月
国税庁消費税室

《 目 次 》

(問1)	還付措置の概要	1
(問2)	還付措置の適用対象者の範囲	1
(問3)	非製品ガスの製造場の承認手続	1
(問4)	「非製品ガス」の範囲	2
(問5)	「販売以外の授与」の意義	2
(問6)	非製品ガスの組成分析①	3
(問7)	非製品ガスの組成分析②	3
(問8)	非製品ガスの体積の測定①	3
(問9)	非製品ガスの体積の測定②	4
(問10)	非製品ガスの密度の測定方法	4
(問11)	原料の特定	4
(問12)	保税生産品を国内に引き取る場合の取扱い	4
(問13)	記帳義務	5
(問14)	記帳の頻度	5
(問15)	帳簿	5
(問16)	還付申請手続	6
(問17)	還付申請金額の算出	6
(問18)	還付申請の頻度	6

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

石油備蓄法・・・石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）

石石法・・・石油石炭税法（昭和53年法律第25号）

租特法・・・租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

租特令・・・租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

(還付措置の概要)

(問 1) 平成 26 年度の税制改正により創設された「非製品ガス」に係る石油石炭税の還付措置の概要を教えてください。

(答)

平成 26 年度税制改正により、「非製品ガス」に係る石油石炭税の還付措置が創設され、石油備蓄法第 2 条第 5 項に規定する石油精製業者が、所轄税務署長の承認を受けた製造場において、石油石炭税課税済みの原料（課税済みの原油等、石油調製品等又は国産石油等残留物）から各種石油製品を製造する際に副次的に「非製品ガス」を製造した場合には、当該「非製品ガス」の原料に課された石油石炭税相当額を、当該石油精製業者に還付することとされました（租特法 90 の 6 の 3 ①）。

なお、本還付措置の適用期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとされています。

(還付措置の適用対象者の範囲)

(問 2) 本還付措置の適用を受けることができるのは、どのような者ですか。

(答)

本還付措置の適用を受けることができるのは、石油備蓄法第 2 条第 5 項に規定する「石油精製業者」で、非製品ガスの製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた者に限られます（租特法 90 の 6 の 3 ①）。

この「石油精製業者」とは、石油備蓄法において、「石油精製業」（特定設備を用いて指定石油製品の製造を行う事業）を行う者をいうこととされており（石油備蓄法 2 ⑤）、「石油精製業」を行おうとする者は、あらかじめ経済産業大臣に所定の届出を行う必要があります（石油備蓄法 26）。

なお、所轄税務署長は、当該製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場である場合等には、上記の承認を与えないことができることとされています。

(非製品ガスの製造場の承認手続)

(問 3) 非製品ガスの製造場について所轄税務署長の承認を受けるためには、具体的にどのような手続が必要なのでしょうか。

(答)

非製品ガスの製造場について所轄税務署長の承認を受けるには、その製造場の所在地の所轄税務署長に対し、所要の事項を記載した「石油石炭税非製品ガス製造場承認申請書（CC2-3518-6）」を提出する必要があります（租特令 50 の 2 の 2 ①）。

申請書には「非製品ガスの数量の計測方法及び計測場所」欄がありますので、適正に記載するとともに、参考となる資料（図面など）を添付してください。

なお、本還付措置の対象となる非製品ガスの製造場は、石油精製を行う製造場として、石油備蓄法第 26 条による届出がされた製造場であって、同条に基づき常圧蒸留装置の届出がされている製造場となります（いわゆる石油化学工場は含まれません）。

（「非製品ガス」の範囲）

（問４） 「非製品ガス」とは、具体的にどのようなものですか。

（答）

「非製品ガス」とは、一定の石油製品の製造に伴い副次的に製造されるガスで販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のガスをいいます。

具体的には、水素、メタン又はエタンを含有するガスであって、これらのガスの容量の合計が、これら以外のガス（ α 、 β 、・・・）のいずれの種類のガスの容量と比較しても、小さくないものをいいます。

例えば、水素、メタン、エタン、 α 、 β で構成されるガス（100 m³）において、水素、メタン、エタンの合計容量（A）が、 α よりも大きく、かつ、 β よりも大きいときは非製品ガスに該当します。一方、Aが α 又は β のいずれかよりも小さければ非製品ガスに該当しません。

（単位：m³）

	水素+メタン+エタン（A）	A以外のガス（ α 、 β ）	判定
①	51（水素51、メタン0、エタン0）	49（ α 49、 β 0）	該当
②	51（水素40、メタン11、エタン0）	49（ α 49、 β 0）	該当
③	51（水素40、メタン6、エタン5）	49（ α 40、 β 9）	該当
④	49（水素40、メタン6、エタン3）	51（ α 48、 β 3）	該当
⑤	49（水素40、メタン6、エタン3）	51（ α 50、 β 1）	非該当

※ 水素、メタン、エタン以外のガス（ α 、 β 、・・・）の例としては、プロパン、ブタン、イソブタン、エチレン、プロピレン、ブテン等があります。

（「販売以外の授与」の意義）

（問５） 「販売以外の授与」とは、どのような場合をいうのですか。

（答）

本還付措置の対象となる非製品ガスは、「販売（販売以外の授与を含む。）に供するもの以外のもの」とされています。

この「販売以外の授与」とは、ガスを他の者に無償で譲渡すること（いわゆる贈与）をいいますので、有償又は無償を問わず、他の者に譲渡するガスは、非製品ガスには該当しないこととなります。

例えば、石油精製を他者に委託する場合に、委託者から受託者へガスを譲渡しているケースがありますが、当該ガスの譲渡は「販売以外の授与」になりますので、非製品ガスには該当せず、本還付措置の対象となりません。

(非製品ガスの組成分析①)

(問6) 非製品ガスの組成分析は、非製品ガスを製造した都度行う必要がありますか。

(答)

石油精製の工程で発生したガスが、本還付措置の対象となる非製品ガスに該当するか否かを判定するためには、ガスの組成分析を行う必要があります。

非製品ガスに該当するか否かの組成分析は、原則として、常時行う必要がありますが、例えば、ガスの密度が一定の数値以下であれば、本還付措置の対象となる非製品ガスに該当することが明らかであるような場合には、非製品ガスの組成分析は月1回とするなど、適宜の方法で実施して差し支えありません。

※ 非製品ガスの密度は、日々計測する必要があります。

(非製品ガスの組成分析②)

(問7) 当社は、ガスの組成分析を継続して行うことが可能な、いわゆる「オンラインガスクロマトグラフ」を用いてガスの組成分析を行いたいと考えていますが、これは「日本工業規格(JISK2301)に定めるガスクロマトグラフ法その他適正と認められる方法」に該当しますか。

(答)

当該「オンラインガスクロマトグラフ」の精度がJISK2301に準拠しているガスクロマトグラフによる照合試験により適切に管理されている場合には、当該「オンラインガスクロマトグラフ」による組成分析はJISK2301に準じて行われていると認められるため、非製品ガスの組成分析を「オンラインガスクロ」によることとして差し支えありません。

(非製品ガスの体積の測定①)

(問8) 当社は、非製品ガスの重量を算出する際に必要な非製品ガスの体積について、オリフィス式流量計により計測していますが、JISM8010に基づく湿度補正を行うに当たっては、補正計算に用いるガスの相対湿度として、水分計等による実測値又は実測値を用いない場合は、補正結果が最も厳しくなる(補正により流量が最も少なく補正される)、ガス中の水蒸気が飽和状態にあるとした値(ガスの相対湿度を「1」に設定)のいずれかを使用してよいでしょうか。

(答)

そのとおり取り扱って差し支えありません

(非製品ガスの体積の測定②)

(問 9) 当社は、非製品ガスの重量を算出する際に必要な非製品ガスの体積について、オリフィス式流量計により計測していますが、JISM8010に基づく圧縮係数による補正を行うに当たっては、補正計算に用いる圧縮係数として、JISM8010に指定する方法で求めた値又はそれ以外の値を用いる場合は、補正結果が最も厳しくなる値（補正により流量が最も少なく補正される「1」に設定）のいずれかを使用してよいでしょうか。

(答)

そのとおり取り扱って差し支えありません。

(非製品ガスの密度の測定方法)

(問 10) 非製品ガスの密度は、密度計を用いて計測した実測値により算出する方法でよいでしょうか。

(答)

非製品ガスの密度は、密度計を用いて計測した実測値を用いても、ガスクロマトグラフによる分析により密度を算出しても差し支えありません。

なお、いずれの方法で計測する場合も、非製品ガスが製造されている期間は、日々計測する必要があります。

(原料の特定)

(問 11) 当社は、原油を輸入する際には、同一の保税タンクに搬入時期の異なる原油を混合して蔵置しています。関税法基本通達 34-2-5（同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い）では先入先出法による管理が認められているところですが、非製品ガスの製造に使用された原油を特定する際にも、先入先出法によってもよいでしょうか。

(答)

そのとおり取り扱って差し支えありません。

(保税生産品を国内に引き取る場合の取扱い)

(問 12) 海外へ輸出する目的で石油製品の保税生産を行ったものの、その後、国内に引き取られることとなった石油製品については、その原料として使われた原油の数量に対して石油石炭税が課されることから、石油石炭税課税済みの原料から非製品ガスを製造したものとして取り扱ってよいでしょうか。

(答)

非製品ガスの計測が適正に行われている場合には、そのとおり取り扱って差し支えありません。

(記帳義務)

(問 13) 石油精製業者で、非製品ガスの製造場につき所轄税務署長の承認を受けた者は、非製品ガス等について記帳義務を負うとのことですが、どのような事項を帳簿に記載しなければならないのですか。

(答)

非製品ガスの製造場につき所轄税務署長の承認を受けた石油精製業者は、非製品ガスの数量や製造年月日等に関する事実を帳簿に記載しなければならないこととされています(石油法 21、租特法 90 の 6 の 3 ④、租特令 50 の 2 の 2 ⑨)。

具体的には、次の事項を帳簿に記載する必要があります(租特令 50 の 2 の 2 ⑨)。

- ① 非製品ガスの製造に使用された原料の種類、種類ごとの数量及び密度並びに使用の年月日
- ② 製造した非製品ガスの数量、重量及び製造の年月日
- ③ 移出した非製品ガスの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称

(記帳の頻度)

(問 14) 非製品ガスの数量は、毎日記帳する必要がありますか。

(答)

非製品ガスの数量は、製造した年月日又は移出した年月日ごとに記帳する必要がありますが、例えば、これらを日々記帳することに代えて、毎月末に一括して記帳することとしても差し支えありません。

(帳簿)

(問 15) 記帳については、新たな帳簿の作成が必要ですか。

(答)

法令上記帳が求められる事項が満たされていれば、現在の帳簿を活用していただいて差し支えありません。

(還付申請手続)

(問 16) 還付を受けようとする場合には、どのような手続が必要となるのですか。

(答)

還付を受けようとする場合には、非製品ガスを製造した後 1 年以内に、「石油石炭税相当額還付申請書 (非製品ガス用) (CC2-3528-1)」に「石油石炭税非製品ガス還付金額計算書 (CC2-3528-2)」を添付して、非製品ガスを製造した製造場の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(還付申請金額の算出)

(問 17) 還付申請金額の算出方法はどのようになるのですか。

(答)

還付申請金額は、非製品ガスの数量に石油石炭税の税率を乗じて計算します (租特令 50 の 2 の 2 ⑥・⑩)。

還付申請金額 = ①非製品ガスの数量 (=非製品ガスの重量÷原料の密度) × ②石油石炭税の税率

- ① 非製品ガスの数量は、非製品ガスの重量を原料の密度で除して求めます。
- ② 石油石炭税の税率は、以下の表のとおり段階的に引き上げることとされています (租特法 90 の 3 の 2、平成 24 年租特法等改正法附則 43)。

課税物件	税 率	
	平成 26 年 4 月 1 日～	平成 28 年 4 月 1 日～
原油・石油製品 (1kl 当たり)	2, 5 4 0 円	2, 8 0 0 円

(還付申請の頻度)

(問 18) 還付申請は、どれくらいの頻度で行えばよいのですか。

(答)

還付申請は、原則として 1 月ごとに行っていただくこととしていますが、還付金額が僅少であることその他の理由により、1 月ごとの申請により難しい事情がある場合には、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えありません。

なお、還付申請期限は、非製品ガスを製造した後「1 年以内」とされていますから、当該期限を過ぎた申請は、還付を受けられませんので留意してください。